

令和 4 年度

財政援助団体等監査報告書
(補助金及び負担金の交付団体)

大仙市監査委員

大仙監査－115

令和4年11月15日

大仙市長様

大仙市議会議長様

大仙市教育長様

大仙市監査委員 武田哲也

大仙市監査委員 渡邊秀俊

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和4年度財政援助団体等監査を実施したので、同法第199条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

目 次

I	適用した監査基準	1
II	監査等の種類	1
III	監査の対象	1
IV	監査の着眼点	2
V	監査の主な実施内容	3
VI	監査の実施場所及び日程	3
VII	監査の結果	4
VIII	監査の意見	4
IX	各財政援助団体の概要と監査意見（個別）	9
	大仙仙北地域外国籍住民等サポート運営委員会	9
	大仙・美郷不登校適応指導教室	10
	真木真昼県立自然公園を美しくする会	11
	馬場部落会	12
	地域公共を考える市民の会	14
	大仙市交通安全母の会	15
	株式会社秋田銀行大曲支店	16
	株式会社おり座	17
	株式会社マルチヨウ	18
	合資会社大曲タクシー	19
	大仙市民交流将棋大会実行委員会	20
	大仙市太田河川愛護会	21
	大仙市立仙北中学校	22
	神岡和太鼓愛好会	23
	富士見町町内会	24
	土川地区明るい地域づくり協議会	26
	松籟の会	28
	淀川振興協議会	30

令和4年度財政援助団体等監査報告書

(補助金及び負担金の交付団体)

I 適用した監査基準

本財政援助団体等監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

II 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

III 監査の対象

1 監査の対象事務

令和3年度歳出予算18節「負担金補助及び交付金」から支出された財政的援助に係る補助金及び負担金の交付団体に係る当該補助等に係る出納その他の事務の執行及び市の補助等に関する事務の執行を対象として監査を実施した。

2 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

3 監査の対象団体・所管部署

令和3年度に補助金の交付を受けた15団体、負担金の交付を受けた3団体を抽出し、市の所管部署17部署について対象とした。

○監査対象

事業No.	所属名称	区分	監査対象事業	監査対象団体名
1	企画部	交流振興課	負担金 大仙仙北地域外国籍住民等サポート事業負担金	大仙仙北地域外国籍住民等サポート事業運営委員会
2	教育委員会事務局	教育指導課	負担金 大仙・美郷不登校適応指導教室負担金	大仙・美郷不登校適応指導教室
3	太田支所	市民サービス課	負担金 真木真屋県立自然公園を美しくする会負担金	真木真屋県立自然公園を美しくする会
4	総務部	総合防災課	補助金 大仙市危険空き家等解体費補助金（自治会向け）	馬場部落会
5	企画部	地域活動応援課	補助金 ものづくり応援事業補助金	地域公共を考える市民の会
6	市民部	生活環境課	補助金 大仙市交通安全母の会事業補助金	大仙市交通安全母の会
7	健康福祉部	健幸まちづくり推進室	補助金 大仙市健幸まちづくりプロジェクト参加事業者支援補助金	株式会社秋田銀行大曲支店
8	経済産業部	商工業振興課	補助金 大仙市宴会場施設運営支援金	株式会社おり座
9	経済産業部	企業立地推進課	補助金 人材獲得応援補助金	株式会社マルチヨウ
10	観光文化スポーツ部	観光振興課	補助金 観光交通事業者支援事業補助金	合資会社 大曲タクシー
11	教育委員会事務局	生涯学習課	補助金 大仙市市民将棋大会補助金	大仙市民交流将棋大会実行委員会
12	建設部	道路河川課	補助金 環境整備活動推進事業補助金	大仙市太田河川愛護会
13	教育委員会事務局	教育指導課	補助金 大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金	大仙市立仙北中学校
14	神岡支所	地域活性化推進室	補助金 地域づくり事業補助金	神岡和太鼓愛好会
15	西仙北支所	市民サービス課	補助金 大仙市地域協働雪対策事業補助金	富士見町内会
16	西仙北支所	地域活性化推進室	補助金 地域づくり事業補助金	土川地区明るい地域づくり協議会
17	中仙支所	地域活性化推進室	補助金 地域づくり事業補助金	松籜の会
18	協和支所	地域活性化推進室	補助金 地域づくり事業補助金	淀川振興協議会

IV 監査の着眼点

1 市所管部署

所管部署の補助金等の交付その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、補助金等が十分効果をあげているか、また、財政援助交付団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼として監査した。

(1) 補助金交付要綱について

- ① 交付要綱は設定されているか。また、交付要綱設定の決裁手続きは適正か。
- ② 交付要綱に交付目的、補助対象事業、補助対象経費、補助金額算定方法及び補助終期が規定されているか。
- ③ 交付要綱の改正経過を明らかにする決裁書が保管されているか。

(2) 補助金等の交付手続きについて

- ① 補助金等交付申請書を受領し、必要事項が記載されていることを検証しているか。また、概算払を必要とする場合、申請額を記載しているか。
- ② 補助金等交付申請書には、補助事業等計画書が添付されているか。この計画書は申請団体の事業計画書及び予算書等と符合するか。また、「補助金算出の基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しており、金額は適正か。
- ③ 補助金等交付申請調書を作成しているか。この調書の「補助申請額及び算出基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しているか。「概算払の有無」を記載しているか。また、「補助金等交付額及び算出の基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しているか。
- ④ 交付決定通知は、所定の決裁を受けているか。

(3) 補助金等の確定手続きについて

- ① 補助事業等実績報告書を受領し、必要事項が記載されていることを検証しているか。この報告書は、決算諸表等と符合するか。また「その他参考事項」欄には、補助金算出の過程が交付要綱に即して具体的に記載されており、金額は適正か。
- ② 補助金等の額の確定通知は、所定の決裁を受けているか。
- ③ 概算払額が確定した補助金額を超過した場合、返還手続きを行っているか。

(4) 会計処理の確認について

- ① 補助金等に関する確認、指導は適時、適切に行われているか。
- ② 補助事業等実績報告書の受領時に会計内容を確認しているか。

(5) 補助金の見直しについて

- ① 交付目的や効果等から判断して、廃止に向けて見直しする必要がある補助金はないか。

(6) 負担金について

- ① 負担金を支出する根拠は明確であるか。また、交付手続きに関する定めはあるか。
- ② 負担金の支出は、所定の決裁を受けているか。

2 財政援助団体

監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として監査した。

(1) 会計処理について

- ① 補助金等に係る会計は、区分管理されているか。
- ② 会計帳簿体系は、整備されているか。
- ③ 会計帳簿の記帳は適正か。
- ④ 会計処理は、所定の決裁を受けているか。
- ⑤ 領収書等の証拠書類は、一定の基準で明瞭に整理、保存されているか。
- ⑥ 補助金等が対象事業以外に流用されていないか。

(2) 繰越金について

次年度繰越額は、補助金額等と比べて妥当か。

(3) 積立金について

積立金の積立手続きは所定の手続きを経ているか。また、積立金の残高は妥当か。

V 監査の主な実施内容

1 予備監査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面確認による予備監査を行った。

- (1) 補助金等の概況
- (2) 補助金交付要綱の制定及び改正に関する書類
- (3) 補助金等交付申請書及び添付資料
- (4) 補助金等交付申請調書及び補助金等交付決定通知書
- (5) 補助事業等実績報告書及び添付資料
- (6) 補助金等の額の確定通知書
- (7) 負担金の支出根拠となる協定等
- (8) その他補助金等に関する関係書類

2 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、対象部署及び一部の財政援助団体（4 団体）に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の監査を行った。

VI 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

予備監査は監査委員事務局において実施した。

本監査は監査委員事務局及び出頭を求めた関係人の団体が所在する地域の庁舎において実施した。

2 日程

9月 5日 各部署への監査の実施通知

9月 26日～10月 12日 予備監査

10月 14日～10月 28日 監査委員による本監査（対面監査）

11月 7日 監査結果の報告 監査委員合議

11月 8日 部長講評
11月15日 監査結果報告書の提出

VII 監査の結果

上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が概ね適正に行われていると認める。

また、所管部署の補助金の交付その他の事務の執行及び財政援助団体に対する指導監督は、概ね適正に行われていると認める。

VIII 監査の意見

1 補助金交付要綱等について

(1) 補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）の明瞭化について

補助要綱の補助対象経費に関する規定に複数の解釈ができるものや具体的な内容が規定されていないものが見受けられた。

補助金額の算定過程に疑念が生じないよう、補助対象経費については具体的かつ明瞭に規定するよう補助要綱を改正されたい。

(2) 大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金交付要綱について

大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金交付要綱に定めるもののほか、運用上必要な事項として、同補助要綱第6条の規定に基づき運用基準表を定めており、その運用基準表には「申請にあたっては、交通費・宿泊費に伴う領収書と、予選を経た大会であるときは、それを証明する書類等の提出を要する。」と定めている。

しかし、実態としては、領収書を補助事業等実績報告書と一緒に提出する運用となっていたほか、この規定内容では、文理上補助金の申請は事業完了後でないとできないことになる恐れがあることから、実態を踏まえ適切に補助要綱を改正されたい。

(3) 補助終期を延長する場合の検証について

今回監査したものの中には補助終期を延長しているものがあったが、補助効果の検証が十分になされているか疑問があるものが見受けられた。

補助金を継続的に交付していく場合であっても、その都度に補助効果を検証し、その結果を記録に残した上で延長の可否を判断するようにされたい。

(4) 消費税の取扱いについて

市単独補助金については、当初予算編成要領において補助対象経費は全て税抜事業費とすることを定めている。

今回監査した補助金について、消費税を含む補助対象事業費の総額に110分の100を乗じて補助対象経費を積算（一律に標準税率の対象として積算）しているものと消費税を含む補助対象事業費の総額から各項目の消費税を個別に積算（標準税率と軽減税率を区分して積算）した上で控除しているものがあり、補助金によりその取扱いが異なっていた。

消費税の控除方法によっては、補助対象経費が異なる場合があることから、補助金を統括する財政課においては統一した取扱いとなるよう事務処理基準を定めたうえで周知されたい。

2 補助金等の交付決定手続きについて

補助金等の交付決定手続きについて次の事項が見受けられたので、大仙市補助金等の適正に関する条例（以下「条例」という。）に基づき改善されたい。

(1) 補助金等交付申請調書について

① 補助対象経費の記載について

補助要綱に「補助対象経費には消費税を除く」と規定されているにも関わらず、「補助対象額」欄及び「補助申請額及び算出基礎」欄に消費税込みの金額を記載しているなど正しい金額が記載されていないものがあったこと。

② 補助金算出の基礎について

「補助申請額及び算出基礎」欄に、「要綱による」とだけ記載するなど補助金額の具体的な算出過程が記載されていないものがあったこと。

③ 事業計画に対する意見について

「事業計画に対する意見」欄に事業概要が記載されているなど、事業計画を審査した上の意見が記載されていないものがあったこと。

(2) 補助金等交付決定通知書について

① 条例第7条に規定する交付条件について

条例第7条で規定する交付条件が記載されていないものがあったこと。

② 概算払について

債務の確定前に支払う場合は「概算払」であるが、本来「概算払」と表記すべきところを「前金払」と表記しているものがあったこと。

③ 交付決定通知書等の記載事項について

補助金等交付申請者の名称等について記載漏れや誤りが見受けられたこと。

特に法人代表者の職名については、当該法人の法的な代表者を確認する意味においても重要なことから、法人代表者の職名を明記するよう各種様式を改正されたい。

3 補助事業等実績報告書の検証について

(1) 補助事業等実績報告書の内容確認について

補助事業等実績報告書に記載された補助金額の算出内容と添付書類などの照合が不十分であり、正確性の検証がなされていないものが見受けられた。

補助金等の額の確定にあたっては、実績報告書に記載された補助金の算出内容、事業の実施内容及び支出内容の適正性について十分に審査されたい。

(2) 補助事業等実績報告書に添付する書類について

補助要綱で補助事業等実績報告書に領収書などの必要書類を添付するよう規定しているが、補助金受給後に領収書を提出させているところが見受けられた。

添付書類は支出の適正性及び事業完了を確認するための重要な書類であることから、提出書類の確認を十分に行われたい。

(3) 交付決定にあたり付された特記事項の確認について

ものづくり応援事業補助金の交付決定にあたっては、審査会で交付の可否を審査しており、今回監査した団体については、交付決定にあたり審査会から事業実施と団体の運営に関する

要望を明記した 5 項目の特記事項が付されていたが、地域活動応援課では当該特記事項に係る対応状況を確認していなかった。

当該特記事項は、補助事業の確実な執行及び団体が事業を継続して実施していくために必要な事項として付されたものと考えられることから、適時適切に対応状況を確認するとともに必要な指導を行わわれたい。

4 補助金の支出手続きについて

(1) 概算払する場合の審査について

条例施行規則第 5 条において、補助金等の内容及び性質等を勘案し、必要と認めたときは、当該補助金等を概算払することができると規定している。

概算払した補助金の中には、申請者から概算払申請書を徴していないものや概算払申請が交付決定日以前になされているものがあるなど、審査が不十分なものが見受けられた。

また、概算払した日から実際の支払いまでに数か月間の期間が空いているものなど、概算払の必要性に疑義があるものが見受けられた。

概算払は、債務の確定前に概算をもって行う支出の例外であることから、その必要性等について十分に審査したうえで行われたい。

(2) 支出負担行為書について

支出負担行為書の起案日が交付決定日と異なっているものが見受けられたので、財務規則第 53 条の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

5 補助金等交付団体に対する指導について

補助金等交付団体において、次のような事例が見受けられたので、団体に対し改善されるよう指導されたい。

なお、下記（2）及び（3）については、令和元年度の財政援助団体等監査報告書においても、それぞれの関係書類に補助金を算出した過程を「補助金の審査手続きにおける関係様式作成の徹底について（令和元年 7 月 26 日付け 財政課長通知）」に基づき具体的に記載するよう指導されたい旨意見を出しているところであり、指導を徹底されたい。

(1) 補助金等交付申請書について

財源内訳や補助金の算出内容などに記載の漏れや誤りが見受けられたこと。

(2) 補助事業等計画書について

「補助金算出の基礎」欄に補助金の具体的な算出過程が記載されていないものが見受けられたこと。

(3) 補助事業等実績報告書について

① 補助事業等実績報告書の記載内容について

財源内訳や補助金の算出内容などに記載誤りが見受けられたこと。

② 補助事業等実績報告書の添付書類について

補助要綱において補助事業等実績報告書に添付するよう規定している書類が添付されていないものが見受けられたこと。

(4) 会計帳簿の整備について

会計帳簿と領収書等の証拠書類に一致しない箇所があるなど、会計帳簿の記載内容に不備があるものが見受けられた。

決算内容の適正性確保の観点から会計帳簿の正確な作成を指導されたい。

(5) 見積書や領収書の宛名について

見積書や領収書の宛名が補助金交付団体と異なるところが見受けられた。

当該書類が補助事業を執行する団体のものであることを証するためにも正しい宛名とするよう指導されたい。

(6) 補助対象事業に関する支払いについて

補助対象事業に関する支払いについて、補助金受給後に支払いを行っていたものが見受けられた。

団体の資金繰りの関係で補助事業等実績報告書の提出までに支払を完了することが困難であると想定される場合は、団体に対し概算払の申請を助言するなど必要な指導を行われたい。

6 大仙市危険空き家等解体補助金（自治会向け）について

大仙市危険空き家等解体補助金（自治会向け）は、地域の自治会等が危険空き家等の解体及び撤去を実施する場合に、それに要する経費の 10 分の 9 を交付する内容となっている。

今回監査したものは、当該補助金に係る最初の事例であるが、交付決定内容等を確認したところ、合理的な理由や根拠も無く自治会が実施した廃棄物などの分別作業に係る無償の労力提供（以下「労力提供」という。）を金銭換算し、補助対象経費に計上していた。

こうしたことの背景には、補助対象経費の地元負担などを自治会が負担することの経済的困難性を窺わせるものであるが、無償の労力提供を金銭に換算して補助対象経費に計上することは不適切である。

補助金の算定は、客観的かつ合理的で積算可能な見積もりに基づいて行われるようにされたい。

また、当該補助金については、制度設計に際し、補助対象経費の捉え方や補助率などの検討が不十分であったことが否めないところである。補助金は、公益上必要があると認められる場合に反対給付を求めることがなく金銭的給付を行うものであるため、補助制度の創設にあたっては、制度設計の段階から、補助事業の必要性、公益性、有効性、公平性等について、補助目的を達成するために必要な検討を入念に行われたい。

7 地域づくり事業補助金（地域枠）について

地域づくり事業補助金の交付にあっては、平成 18 年に地域づくり事業補助金交付要綱を策定以来、本年で 17 年目となった。これまで数次にわたる補助要綱の改正を行い、全市共通した認識のもとで事業の実施をしてきたものと考えられるが、当該補助要綱に定める補助金交付申請書及び実績報告書等の様式並びに添付書類については、同一の補助金業務を実施しながら、各支所によりその取り扱いに相違があった。

また、市民主導型の一部事業において、補助金交付決定前の支出や補助対象事業期間後の支出を補助対象としたこと、団体経理における領収書と出納簿の金額の不一致など、不適切なものが見受けられた。このことは、各支所の担当者が補助事業の趣旨を理解していないこと、提出され

た書類を未確認のまま受理したこと及び団体に対する適時の指導をしなかつたことも要因のひとつと考えられる。

当該補助金を統括する地域活動応援課は、各支所が共通認識のもと適切な事務処理により地域枠予算の運用を行うよう、今一度、当該補助要綱はもとより、地域枠予算の運用に係るガイドラインの趣旨の徹底を図られたい。

なお、今回監査した団体のうち、自治会連合組織が申請者となっている案件において、各自治会が実施した事業に補助金を配分する形で、実質的には各自治会への再補助となっていたものがあった。

現行の補助要綱からすれば、補助対象経費に補助金は含まれていないことから、補助金の交付に問題があると考えられる。

自治会連合組織が各自治会の活動に対して行う支援をも補助対象とする必要があるとすれば、補助要綱を改正されたい。

IX 各財政援助団体の概要と監査意見（個別）

[大仙仙北地域外国籍住民等サポート事業運営委員会]

(所管部署：企画部 交流振興課)

1. 当該財政的援助の概要

負担金名	大仙仙北地域外国籍住民等サポート事業負担金			
当該団体への負担金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度 408	令和 2 年度 408	令和元年度 408	平成 30 年度 408
当該団体の事務担当	事務一般： 所管部署		会計処理： 所管部署	

2. 当該財政的援助の制度内容

当該団体の設立の目的	在住外国人に対して、地域国際化の推進や地域理解を通じた社会参加を促進するため広域的連携を保ちながら支援体制を構築することを目的とする。
負担金の対象事業及び活動内容	・大仙市・仙北市・美郷町に住む外国人のための相談員の配置 ・周知啓発用チラシの配布
負担金の使途・対象経費	・相談員の人件費　・事務費
負担金額の算定・交付基準	構成市町の旧市町村数に 51,000 円を乗じた額を現在の市町で負担

○監査意見

- ・特記事項なし。

[大仙・美郷不登校適応指導教室]

(所管部署：教育委員会事務局 教育指導課)

1. 当該財政的援助の概要

負担金名	大仙・美郷不登校適応指導教室負担金			
当該団体への負担金額の推移 (単位：千円)	令和3年度 1,647	令和2年度 1,807	令和元年度 1,647	平成30年度 1,214
当該団体の事務担当	事務一般：	所管部署	会計処理：	所管部署

2. 当該財政的援助の制度内容

当該団体の設立の目的	不登校児童生徒の教育機会の確保及び支援を行うため、下記の事業を行う。 (1)長期の欠席児童生徒に対して、個別指導及び集団指導を実施することにより学習意欲・自立心・社会性等を育て、学校復帰への手助けをする。 (2)長期の欠席児童生徒を持つ保護者の援助活動にあたる。 (3)児童生徒のため大仙市・美郷町教育委員会が必要と認める支援を行う。
負担金の対象事業及び活動内容	上記目的を達成するため設置している教育支援センター（適応指導教室）「フレッシュ広場」の運営及び保護者への相談・支援活動。
負担金の使途・対象経費	・専任指導員賃金　・電話料等の事務的経費
負担金額の算定・交付基準	前年度支出額をもとに負担金を算定し、直近の国勢調査における大仙市と美郷町の人口比率により按分した金額を両市町で負担。

○監査意見

・領収書の宛名について

領収書の宛名が団体と異なるものが見受けられた。関係市町の負担金により事業を実施する団体のものであることを証するためにも正しい宛名とするよう指導されたい。

[真木真昼県立自然公園を美しくする会]

(所管部署：太田支所 市民サービス課)

1. 当該財政的援助の概要

負担金名	真木真昼県立自然公園を美しくする会負担金			
当該団体への負担金額の推移 (単位：千円)	令和3年度 450	令和2年度 450	令和元年度 450	平成30年度 450
当該団体の事務担当	事務一般： 所管部署		会計処理： 所管部署	

2. 当該財政的援助の制度内容

当該団体の設立の目的	真木真昼県立自然公園を美しく保持し、健康で快適な利用が行える公園とするとともに、公園事業の推進を図ることを目的とする。
負担金の対象事業及び活動内容	・自然保護及び美化清掃の推進 ・施設整備及び維持補修の推進 ・広報宣伝及び事故防止の推進 ・関係機関との連絡調整
負担金の使途・対象経費	事務費、会議費、美化清掃自然保護活動費、手数料、予備費
負担金額の算定・交付基準	収支予算で定める負担金を大仙市と美郷町で同額を負担

○監査意見

- ・特記事項なし

[馬場部落会]

(所管部署：総務部 総合防災課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市危険空き家等解体費補助金（自治会向け）			
交付の根拠となる要綱等	大仙市危険空き家等解体補助金(自治会向け)交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	1,796	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	大仙市空き家等の適正管理に関する条例及び同施行規則の規定に基づく助言若しくは指導又は勧告を受けた空き家等の所有者等が自ら当該空き家等の解体及び撤去を実施することが不可能な場合に、当該空き家等の存する地域の自治会等が解体及び撤去を実施する費用の一部を補助することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	除却された空き家等の跡地について、自治会等が地域課題の解決や地域の活性化を目的として 10 年以上継続して活用すること。
補助金の使途・対象経費	(1) 工事費 (2) 工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、180 万円を限度とする。
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

1 補助金等交付申請書について

補助金等交付申請書に添付する補助事業等計画書の「補助金算出の基礎」欄に補助金額の具体的な算出過程が記載されていなかったので、団体に対し算出過程を明瞭に記載するよう指導されたい。

2 補助金等交付申請調書について

補助金等交付申請調書の「補助申請額及び算出基礎」欄に補助金額の具体的な算出過程が記載されていなかったので、具体的かつ明瞭に記載されたい。

3 補助対象事業の支払いについて

補助対象事業の支払いについて、補助金受給後に支払いがなされていた。

団体の資金繰りの関係で補助事業等実績報告書の提出までに支払を完了することが困難と想定される場合は、団体に対し概算払の申請を助言するなど必要な指導を行われたい。

4 大仙市危険空き家等解体補助金（自治会向け）について

大仙市危険空き家等解体補助金（自治会向け）は、地域の自治会等が危険空き家等の解体及び撤去を実施する場合に、それに要する経費の 10 分の 9 を交付する内容となっている。

今回監査したものは、当該補助金に係る最初の事例であるが、交付決定内容等を確認したと

ころ、合理的な理由や根拠も無く自治会が実施した廃棄物などの分別作業に係る無償の労力提供（以下「労力提供」という。）を金銭換算し、補助対象経費に計上していた。

こうしたことの背景には、補助対象経費の地元負担などを自治会が負担することの経済的困難性を窺わせるものであるが、無償の労力提供を金銭に換算して補助対象経費に計上することは不適切である。

補助金の算定は、客観的かつ合理的で積算可能な見積もりに基づいて行われるようにされたい。

また、当該補助金については、制度設計に際し、補助対象経費の捉え方や補助率などの検討が不十分であったことが否めないところである。補助金は、公益上必要があると認められる場合に反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものであるため、補助制度の創設にあたっては、制度設計の段階から、補助事業の必要性、公益性、有効性、公平性等について、補助目的を達成するために必要な検討を入念に行われたい。

[地域公共を考える市民の会]

(所管部署：企画部 地域活動応援課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市ものづくり応援事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市ひとづくり・ものづくり応援事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	5,000	—	—	84
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域住民が自ら理想とする地域づくりを実現するに当たり、活動団体を組織するひとづくりから活動拠点を整備するものづくりまで、一連の活動を支援することにより、地域住民がまちづくりに参加するきっかけづくりに資することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	ひとづくり応援事業によって組織された団体が自ら理想とする地域づくりを実現するために必要な施設を整備する事業又は当該団体が実施する地域の維持、活性化に資する事業。
補助金の使途・対象経費	消耗品費、工事請負費、原材料費、備品購入費その他特に必要と認められる経費(消費税相当額を除く。)
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費の 10 分の 9 以内。ただし、500 万円を限度とする。
根拠要綱等の終期	令和 4 年 3 月 31 日

○監査意見

1 条例第 7 条に規定する交付条件について

補助金等交付決定通知書に条例第 7 条で規定する交付条件が記載されていなかったので、条例に基づき交付条件を記載されたい。

2 交付決定にあたり付された特記事項に対する対応状況の確認について

ものづくり応援事業補助金の交付決定にあたっては、審査会で交付の可否を審査しており、今回監査した団体については、交付決定にあたり審査会から事業実施と団体の運営に関する要望を明記した 5 項目の特記事項が付されていたが、地域活動応援課では当該特記事項に係る対応状況を確認していなかった。

当該特記事項は、補助事業の確実な執行及び団体が事業を継続して実施していくために必要な事項として付されたものと考えられることから、適時適切に対応状況を確認するとともに必要な指導を行われたい。

〔大仙市交通安全母の会〕

(所管部署：市民部 生活環境課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市交通安全母の会事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市交通安全関係団体補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	488	521	524	532
当該団体の事務担当	事務一般：	所管部署	会計処理：	所管部署

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	市・市民・関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、自主的な活動を積極的に推進することにより、大仙市全体の交通事故防止に努めることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	団体運営費全般
補助金の使途・対象経費	・会議費　・事務費　・事業費　・負担金　・予備費
補助金額の算定・交付基準	予算の範囲内で定める額
根拠要綱等の終期	令和5年3月31日

○監査意見

1 補助金等交付申請調書について

補助金等交付申請調書の「補助対象額」欄に自己負担額を含めた金額が記載されていたので、正確な調書の作成に努められたい。

2 交付要綱の明瞭化について

交付要綱の補助対象経費について、具体的な項目を規定する内容となっていた。

補助金額の算定過程に疑念が生じないよう、補助対象経費については具体的かつ明瞭に規定するよう交付要綱を改正されたい。

3 補助金等交付決定通知書について

債務の確定前に支払う場合は「概算払」であるが、補助金等交付決定通知書に「前金払」と記載していたので、用語の使い方に留意されたい。

[株式会社秋田銀行大曲支店]

(所管部署：健康福祉部 健幸まちづくり推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市健幸まちづくりプロジェクト参加事業者支援補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市健幸まちづくりプロジェクト参加事業者支援補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	454	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	健康づくり活動を一層活性化するため大仙市健幸まちづくりプロジェクトに参加し、体組成計、血圧計等の設置を行う市内企業に対して補助金を交付することにより、本市において働く者の健康増進を図るとともに産業の振興に寄与することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	大仙市健幸まちづくりプロジェクトに参加し、市が指定する体組成計、血圧計及び活動量計リーダーライターを設置すること。
補助金の使途・対象経費	市が指定する体組成計、血圧計及び活動量計リーダーライターの購入に要する経費
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費の 3 分の 2 で上限 68 万 3 千円。ただし、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
根拠要綱等の終期	令和 4 年 2 月 28 日

○監査意見

1 補助金等交付申請書について

補助金等交付申請書に添付する補助事業等計画書について、財源内訳や事業内容に記載の漏れや誤りがあったので、団体に対し正確に作成するよう指導されたい。

2 補助金等交付申請調書について

補助金等交付申請調書の「事業費総額」欄に消費税抜きの事業費が記載されていたので、消費税込みの事業費を記載するようにされたい。

[株式会社おり座]

(所管部署：経済産業部 商工業振興課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市宴会場施設運営支援金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市宴会場施設運営支援金支給要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	1,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	事業の継続及び雇用の維持・確保を図るため給付金を支給することにより、市内経済の再活性化につなげることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	(1)今後も事業を継続する意思があり、市内に本社及び事業所を有し、かつ、代表者が市内に住所を有する事業者であって、秋田県知事から食品衛生法第 55 条の規定により営業許可証を交付された事業所を有するもの。 (2)1 室あたり 33 m ² 以上の面積を有し、かつ、扉又は襖で仕切られた宴会場を有する事業者であって、主たる営業目的が宴会であるもの。 (3)平成 30 年又は令和元年の売上額が 1,000 万円以上であり、当該年と比較して令和 3 年 4 月から 11 月のいずれかの月の売上額が当該年の同月より 20% 以上減少している事業者。 (4)令和 2 年度以前の市税（納期限が令和 3 年 3 月 31 日以前のもの）に滞納がない事業者
補助金の使途・対象経費	—
補助金額の算定・交付基準	平成 30 年又は令和元年の売上額と令和 3 年 4 月から同年 11 月のいずれかの月の売上額の当該年と比較した減少率により、60 万円～100 万円を交付する。
根拠要綱等の終期	令和 4 年 2 月 28 日

○監査意見

- 補助金等交付決定通知書などの記載事項について

補助金等交付決定通知書などの書類に申請者名称などの記載漏れや誤りが見受けられた。

特に法人代表者の職名については、当該法人の法的な代表者を確認する意味においても重要であることから、法人代表者の職名を明記するよう各種様式を改正されたい。

[株式会社マルチョウ]

(所管部署：経済産業部 企業立地推進課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市人材獲得応援補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市人材獲得応援補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	400	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	求人活動や社員教育、多様な人材が活躍できる労働環境の整備を行う市内企業の取組に対して補助金を交付し、働く者にとって魅力ある企業の増加を図り、若者の地元定着と市内企業の人材獲得に寄与することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	求人活動、社員教育、労働環境整備
補助金の使途・対象経費	<p>(1) 求人活動 会場借上料、宣伝費、印刷製本費その他求人活動に必要と認める経費(補助対象経費 5 万円以上(税抜単価)のものに限る。)</p> <p>(2) 社員教育 会場借上料、講師料、受講料、受験料、印刷製本費、書籍購入、コンサルタント料、その他社員教育に必要と認める経費(補助対象経費 5 万円以上(税抜単価)のものに限る。)とし、受講料と受験料は別表に掲げる資格取得にかかるものとする。</p> <p>(3) 労働環境整備 労働環境の改善に繋がる新たな施設及び既存設備の改修、情報通信機器の導入により従業員の負担軽減を目指す取組、その他労働環境の整備費として適當と認められる経費(補助対象経費 5 万円以上(税抜単価)のものに限る。)</p>
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額(上限 40 万円)とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
根拠要綱等の終期	令和 6 年 3 月 31 日

○監査意見

1 補助金等交付申請者について

補助事業は、株式会社マルチョウの直属工場に係る「労働環境整備」及び同社の 100% 子会社に係る「求人活動」を補助対象とするもので、補助金等交付申請書は 1 件としてなされ、申請者は同社であった。

100% 子会社であっても法人格が異なることを踏まえれば、本来なら、申請が会社毎になされるか、あるいは单一の申請を可能とする補助要綱上の規定が必要であると考えられるので、適正な交付手続を確保するための必要な措置を講じられたい。

2 補助金等交付申請書について

補助金等交付申請書に添付する補助事業等計画書の「補助金算出の基礎」欄に補助金額の具体的な算出過程が記載されていなかったので、団体に対し算出過程を明瞭に記載するよう指導されたい。

[合資会社大曲タクシー]

(所管部署：観光文化スポーツ部 観光振興課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市觀光交通事業者支援事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市觀光交通事業者支援事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	1,160	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた觀光交通事業者に対し、事業継続に必要な支援をすることにより、感染防止対策並びに雇用の維持確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後における觀光の活性化に繋げることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	今後も事業を継続する意思のある市内觀光交通事業者（市内に事業所並びに営業所を置き、事業を行うにあたり国・県等の許可・認定を受けた事業者）の行う、貸切觀光バス事業、タクシー事業及び自動車運転代行事業。
補助金の使途・対象経費	事業実施に要する経費
補助金額の算定・交付基準	次に掲げる車種の区分に応じ、各号で定める額。 (1)大型バス 1台当たり 20万円 (2)中型バス 1台当たり 15万円 (3)小型バス（マイクロバス） 1台当たり 10万円 (4)タクシー大型車以上 1台当たり 6万円 (5)タクシー中型車以下（普通車） 1台当たり 5万円 (6)自動車運転代行に係る随伴車 1台当たり 5万円
根拠要綱等の終期	令和 4 年 3 月 31 日

○監査意見

- ・特記事項なし

[大仙市民交流将棋大会実行委員会]

(所管部署：教育委員会事務局 生涯学習課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市市民将棋大会補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市市民将棋大会補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	348	500	450	500
当該団体の事務担当	事務一般：	所管部署	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	伝統文化である将棋に対する市民の意識を高め、大仙市民交流将棋大会を通じてその普及拡大と将棋愛好者の交流を図るとともに、生涯学習活動の推進による市民協働のまちづくりに資することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	大仙市民交流将棋大会の開催
補助金の使途・対象経費	事業実施に係る棋士派遣費、需用費、役務費、借上料その他市長が必要と認める経費とし、大会参加費、協賛金及び寄付金等を除いた額とする。
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費の全額で予算の範囲内
根拠要綱等の終期	令和 4 年 3 月 31 日

○監査意見

・補助対象経費の算定について

消費税抜きの補助対象経費を算定するにあたり、一律に標準税率の対象とする形で、消費税込みの支出合計額から大会参加費を控除した額を 1.1 で除して算定していた。

一律に標準税率の対象とすることのは是非はともかく、本来なら消費税込みの支出合計額を 1.1 で除して得た額から大会参加費を控除すべきところ、上記の算定方法によれば、控除されるべき大会参加費も 1.1 で除しているため、補助対象経費が過大に計算されることになるので是正されたい。

[大仙市太田河川愛護会]

(所管部署：建設部 道路河川課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	環境整備活動推進事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市環境整備活動推進事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	324	336	336	336
当該団体の事務担当	事務一般：	所管部署	会計処理：	所管部署

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	ボランティア、地域の団体等が環境整備を行うことを支援することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	秋田県が行う環境整備活動推進事業に参加する団体の環境整備活動
補助金の使途・対象経費	団体の環境整備活動に要する経費
補助金額の算定・交付基準	参加者 1 人あたり 300 円を上限として延べ参加人数を乗じた金額で予算の定める範囲内の額
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

1 補助金等交付申請調書について

補助金等交付申請調書の「補助申請額及び算出基礎」欄に補助金額の具体的な算出過程が記載されていなかったので、具体的かつ明瞭に記載されたい。

2 補助金等交付決定通知書について

債務の確定前に支払う場合は「概算払」であるが、補助金等交付決定通知書に「前金払」と記載していたので、用語の使い方に留意されたい。

[大仙市立仙北中学校]

(所管部署：教育委員会事務局 教育指導課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	1,927	—	4,999	307
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	大仙市立小学校及び中学校の教育の一環として行う対外的な部活動の大会、各種コンクール、研究発表会等の参加に係る経費を補助することにより、もって児童生徒の安全な移動手段の確保及び保護者の負担軽減を図ることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	(1)地区大会又は郡大会等の代表として出場する秋田県大会 (2)前号の代表として出場する東北大会又はそれに準ずる大会 (3)前 2 号の代表として出場する全国大会又はそれに準ずる大会
補助金の使途・対象経費	各種大会に出場する登録選手、マネージャー等の保護者及び登録指導者に要する経費のうち、交通費（もっとも経済的な経路により算定したもの）、楽器等の運搬経費、宿泊費を補助対象経費とする。
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費から競技団体等からの補助額を差し引いた額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額。 (1)秋田県大会：宿泊費の 3 分の 2 (予選を経ない大会にあっては 4 分の 1 以内) 樂器運搬費の 3 分の 1 (予選を経ない大会にあっては 4 分の 1 以内) (2)東北大会等：3 分の 2 (予選を経ない大会にあっては 4 分の 1 以内) (3)全国大会等：補助対象経費全額 (予選を経ない大会にあっては 4 分の 1 以内)
根拠要綱等の終期	令和 7 年 3 月 31 日

○監査意見

- ・大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金交付要綱について

大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金交付要綱に定めるもののほか、運用上必要な事項として、同補助要綱第 6 条の規定に基づき運用基準表を定めており、その運用基準表には「申請にあたっては、交通費・宿泊費に伴う領収書と、予選を経た大会であるときは、それを証明する書類等の提出を要する。」と定めている。

しかし、実態としては、領収書を補助事業等実績報告書と一緒に提出する運用となっていたほか、この規定内容では、文理上補助金の申請は事業完了後でないできないことになる恐れがあることから、実態を踏まえ適切に補助要綱を改正されたい。

[神岡和太鼓愛好会]

(所管部署：神岡支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
	300	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域住民が連携し、自主的、主体的に行う地域づくり活動に対し、各地域枠予算に基づく補助金を交付することにより、地域住民と市が協働して地域の個性を伸張させることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	<p>地域づくり活動であって、次の各号のいずれかに該当するもの(施設整備等に係る事業を除く。)とする。</p> <p>(1) 地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の能力を活かして、地域の特色を継承し、伸張させる事業</p> <p>(2) 地域の特色を活かしたイベントなど、地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業</p> <p>(3) 地域住民の連携に基づく環境美化活動や安全、安心な地域づくり活動など、地域の実情に応じた、自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業</p> <p>(4) 地域の人のつながりを活かしたボランティア育成やネットワークづくりなど、各種団体の社会貢献活動を促進していくための事業</p> <p>(5) その他市長が適当と認める事業</p>
補助金の使途・対象経費	報償費(労務の対価として支出されるものを除く。)、旅費、需用費(燃料費、修繕費、印刷製本費、消耗品費、食糧費(ただし、補助金の交付申請額に占める割合が 10 分の 1 以下であること。)、賄材料費等)、委託料(ただし、全体事業費に占める割合が 4 分の 3 以下であること。)、役務費(保険料、郵便料、手数料及び通信運搬費)、使用料及び賃貸料、工事請負費(ただし、全体事業費に占める割合が 4 分の 3 以下であること。)、原材料費、備品購入費
補助金額の算定・交付基準	補助金の額は、30 万円を限度として、補助対象経費に 6 分の 5 を乗じて得た額
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

- ・特記事項なし。

[富士見町町内会]

(所管部署：西仙北支所 市民サービス課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市地域協働雪対策事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域協働雪対策事業実施要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和3年度 308	令和2年度 276	令和元年度 128	平成30年度 210
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域の自主的な取組に対して補助金を交付し、雪対策における住民参画と協働の促進を図るとともに、冬期間においても安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	(1) 高齢者等世帯及び地域で支援が必要と判断した世帯の住宅における間口通路除雪 (2) 高齢者等世帯及び地域で支援が必要と判断した世帯の住宅における屋根の雪下ろし (3) 空き家除雪 (4) 道路除雪 (5) 地域の一斉除排雪 (6) その他地域協働雪対策事業の目的達成のために必要な作業
補助金の使途・対象経費	補助金の対象となる経費は、事業の目的達成のため必要と認められる経費
補助金額の算定・交付基準	(1) 高齢者等世帯及び地域で支援が必要と判断した世帯の住宅における間口通路除雪 1戸当たり 8,000 円に間口通路除雪を行う戸数を乗じて得た額 (2) 高齢者等世帯及び地域で支援が必要と判断した世帯の住宅における屋根の雪下ろし 1戸当たり 21,000 円に雪下ろしを行う戸数を乗じて得た額 (3) 空き家除雪 1戸当たり 10,000 円に空き家除雪を行う戸数を乗じて得た額 (4) 道路除雪 道路の延長に次に掲げる単価を乗じて得た額 ア 特定市道 延長 1 メートル当たり 640 円 イ 特定その他道路 延長 1 メートル当たり 320 円 (5) 地域の一斉除排雪 第 5 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる事業を実施した場合、1 補助対象者当たり 50,000 円 (6) スタートアップ 地域協働雪対策事業を初めて実施する場合、除雪作業に必要な物品等の購入費用その他事業の実施に必要な経費として、1 補助対象者当たり 40,000 円(大仙市地域提案型自治会等雪対策モデル事業により交付金の交付を受けた場合は除く。) (7) 保険加入 地域協働雪対策事業を実施するため加入する保険料で、次に掲げるもの

	<p>ア 担い手分 実施区域が属する自治会団体数に、1団体当たり 5,000 円を乗じて得た額</p> <p>イ 除雪機械分 使用する除雪機、トラクター、ホイールローダー等の機械台数に、1台当たり 10,000 円を乗じて得た額(上限 20,000 円)</p>
根拠要綱等の終期	令和 7 年 3 月 31 日

○監査意見

- 条例第 7 条に規定する交付条件について

補助金等交付決定通知書に条例第 7 条で規定する交付条件が記載されていなかったので、条例に基づき交付条件を記載されたい。

[土川地区明るい地域づくり協議会]

(所管部署：西仙北支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度 300	令和 2 年度 300	令和元年度 300	平成 30 年度 300
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域住民が連携し、自主的、主体的に行う地域づくり活動に対し、各地域枠予算に基づく補助金を交付することにより、地域住民と市が協働して地域の個性を伸張させることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	<p>地域づくり活動であって、次の各号のいずれかに該当するもの(施設整備等に係る事業を除く。)とする。</p> <p>(1) 地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の能力を活かして、地域の特色を継承し、伸張させる事業</p> <p>(2) 地域の特色を活かしたイベントなど、地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業</p> <p>(3) 地域住民の連携に基づく環境美化活動や安全、安心な地域づくり活動など、地域の実情に応じた、自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業</p> <p>(4) 地域の人のつながりを活かしたボランティア育成やネットワークづくりなど、各種団体の社会貢献活動を促進していくための事業</p> <p>(5) その他市長が適当と認める事業</p>
補助金の使途・対象経費	報償費(労務の対価として支出されるものを除く。)、旅費、需用費(燃料費、修繕費、印刷製本費、消耗品費、食糧費(ただし、補助金の交付申請額に占める割合が 10 分の 1 以下であること。)、賄材料費等)、委託料(ただし、全体事業費に占める割合が 4 分の 3 以下であること。)、役務費(保険料、郵便料、手数料及び通信運搬費)、使用料及び賃貸料、工事請負費(ただし、全体事業費に占める割合が 4 分の 3 以下であること。)、原材料費、備品購入費
補助金額の算定・交付基準	補助金の額は、30 万円を限度として、補助対象経費に 6 分の 5 を乗じて得た額
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

1 自治会連合組織に対する補助金交付のあり方について

地域づくり事業補助金においては、地区コミュニティ会議や自治会連絡協議会等の自治会連合組織も補助対象としている。

申請者は自治会連合組織であり、各自治会が実施した事業に補助金を配分する形で実質的には各自治会への再補助を行っていた。

現行の補助要綱からすれば、補助対象経費に補助金は含まれていないことから、補助金の交付に問題があると考えられる。

自治会連合組織が各自治会の活動に対して行う支援をも補助対象とする必要があるとすれば、補助要綱を改正されたい。

2 補助金等交付申請書について

補助金等交付申請書に添付する補助事業等計画書の「補助金算出の基礎」欄に補助金額の具体的な算出過程が記載されていなかったので、団体に対し算出過程を明瞭に記載するよう指導されたい。

3 概算払する場合の審査について

補助金は令和3年6月に概算払されているが、各自治会の支払いが6月から9月にかけて行われているなか、各自治会への補助金の配分は11月であり、概算払の必要性に疑義があった。

概算払は、その必要性について十分に審査したうえで行われたい。

4 会計帳簿の整備について

会計帳簿と領収書等の証拠書類に一致しない箇所があるなど、会計帳簿の記載内容に不備があるところが見受けられたので、団体に対し正確な会計帳簿の作成を指導されたい。

[松籜の会]

(所管部署：中仙支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	300	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域住民が連携し、自主的、主体的に行う地域づくり活動に対し、各地域枠予算に基づく補助金を交付することにより、地域住民と市が協働して地域の個性を伸張させることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	<p>地域づくり活動であって、次の各号のいずれかに該当するもの(施設整備等に係る事業を除く。)とする。</p> <p>(1) 地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の能力を活かして、地域の特色を継承し、伸張させる事業</p> <p>(2) 地域の特色を活かしたイベントなど、地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業</p> <p>(3) 地域住民の連携に基づく環境美化活動や安全、安心な地域づくり活動など、地域の実情に応じた、自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業</p> <p>(4) 地域の人のつながりを活かしたボランティア育成やネットワークづくりなど、各種団体の社会貢献活動を促進していくための事業</p> <p>(5) その他市長が適当と認める事業</p>
補助金の使途・対象経費	報償費(労務の対価として支出されるものを除く。)、旅費、需用費(燃料費、修繕費、印刷製本費、消耗品費、食糧費(ただし、補助金の交付申請額に占める割合が10分の1以下であること。)、賄材料費等)、委託料(ただし、全体事業費に占める割合が4分の3以下であること。)、役務費(保険料、郵便料、手数料及び通信運搬費)、使用料及び賃貸料、工事請負費(ただし、全体事業費に占める割合が4分の3以下であること。)、原材料費、備品購入費
補助金額の算定・交付基準	補助金の額は、30万円を限度として、補助対象経費に6分の5を乗じて得た額
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

1 補助金等交付申請調書について

補助金等交付申請調書の「事業計画に対する意見」欄に事業概要が記載されているなど、事業計画を審査した上で意見が記載されていなかったので、適切に記載されたい。

2 会計帳簿の整備について

会計帳簿と領収書等の証拠書類に一致しない箇所があるなど、会計帳簿の記載内容に不備があるところが見受けられたので、団体に対し正確な会計帳簿の作成を指導されたい。

3 見積書の宛名について

見積書の宛名が団体と異なるものが見受けられた。補助事業を執行する団体のものであることを証するためにも正しい宛名とするよう指導されたい。

[淀川振興協議会]

(所管部署：協和支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：千円)	令和 3 年度 439	令和 2 年度 307	令和元年度 500	平成 30 年度 500
当該団体の事務担当	事務一般：	当該団体	会計処理：	当該団体

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域住民が連携し、自主的、主体的に行う地域づくり活動に対し、各地域枠予算に基づく補助金を交付することにより、地域住民と市が協働して地域の個性を伸張させることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	<p>地域づくり活動であって、次の各号のいずれかに該当するもの(施設整備等に係る事業を除く。)とする。</p> <p>(1) 地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の能力を活かして、地域の特色を継承し、伸張させる事業</p> <p>(2) 地域の特色を活かしたイベントなど、地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業</p> <p>(3) 地域住民の連携に基づく環境美化活動や安全、安心な地域づくり活動など、地域の実情に応じた、自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業</p> <p>(4) 地域の人のつながりを活かしたボランティア育成やネットワークづくりなど、各種団体の社会貢献活動を促進していくための事業</p> <p>(5) その他市長が適当と認める事業</p>
補助金の使途・対象経費	報償費(労務の対価として支出されるものを除く。)、旅費、需用費(燃料費、修繕費、印刷製本費、消耗品費、食糧費(ただし、補助金の交付申請額に占める割合が 10 分の 1 以下であること。)、賄材料費等)、委託料(ただし、全体事業費に占める割合が 4 分の 3 以下であること。)、役務費(保険料、郵便料、手数料及び通信運搬費)、使用料及び賃貸料、工事請負費(ただし、全体事業費に占める割合が 4 分の 3 以下であること。)、原材料費、備品購入費
補助金額の算定・交付基準	地区コミュニティ会議、自治会連絡協議会等に交付する補助金の額は、50 万円を限度として補助対象経費の全額
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

1 補助事業の内容変更に伴う手続きについて

当初申請した補助事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、新たに別の事業を実施したが、条例第 7 条第 2 号に規定する変更の承認を受けないまま事業を執行し、事後に変

更交付申請がなされていた。

また、補助金等交付決定通知書に同条に規定する交付条件が記載されていなかった。

補助金等交付決定通知書に同条に規定する交付条件を明記するとともに、団体に対し事業内容の変更があるときは事前に市長の承認を受けるよう指導されたい。

2 支出負担行為書について

支出負担行為書の起案日が交付決定日と異なっていたので、財務規則第 53 条の規定に基づき適正な事務処理を行わみたい。

3 会計帳簿の整備について

会計帳簿と領収書等の証拠書類に一致しない箇所があるなど、会計帳簿の記載内容に不備があるところが見受けられたので、団体に対し正確な会計帳簿の作成を指導されたい。